

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

I. 本校のいじめ防止基本方針

- 1 豊かな情操と道徳心を培う教育を推進する
- 2 挨拶を交わしあい、礼儀を大切にし、心の通う対人の交流の能力の素地を養う
- 3 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させる

II. めざす学校像

- 1 安心感・清潔感のある学校
- 2 学ぶことが楽しい学校
- 3 安全・安心な学校
- 4 家庭や地域社会との連携を図る学校
- 5 教職員にとって、働きがいのある学校生徒・保護者・地域から信頼される学校

III. めざす生徒像

- 1 思いやりの気持ちと豊かな心を持ち、ルールを守る生徒
- 2 意欲的に学力向上に努力する生徒
- 3 積極的に体力向上に努力する生徒

IV. めざす教師像

- 「子どもの力を伸ばし、高めようとする教師」
- 1 生徒指導：深い愛情と厳しさを併せ持つ教師
 - 2 学習指導：わかる授業を通して知識欲を喚起する教師
 - 3 生徒、保護者、地域から信頼される教職員

V. 基本的な方針

☆ 全教職員が共働・共感し、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る。

1 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

- (1) 生活指導主任、学年主任、分掌主任等を中心としたいじめ防止対策委員会を設置し定期的な会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成する。また、年間に1回、子どもの人権専門委員等の外部専門家を招聘し組織の一員として助言を得る。
いじめ防止対策委員会を中心に学期に1回、生徒を対象にアンケートを作成・調査・分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- (2) 生活指導部やスクールカウンセラー（SC）・特別支援教育コーディネーター等を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。特に1年生はSCによる全員面接を実施し早期発見・早期対応を図る。
- (3)
 - ① Q-Uテスト結果等を利用し、好ましい人間関係の構築を図ると共に、校内教育相談体制・支援体制を強化し教育相談や教育支援機能を充実させるために、特別支援教育コーディネーターを中心に、SCと連携し毎週定例の特別支援教育推進委員会を開催しながら、教師全員のカウンセリングマインドの向上をめざし、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。

- ② 生徒会が中心となり、生徒が主体的に校内に「いじめをやるさない」様々な取り組みを行い、雰囲気づくりやルール作り等を行ながらいじめの防止に努める。例えば、生徒フォーラムや生徒憲章の作成、生徒会によるキャンペーン等を実践し、望ましい集団づくりに努める。

(3) 学校としての取組

- ① 生徒と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす努力をする共に、道徳の時間を中心として全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。
- ② 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させると共に、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感等の育成のために、所属感のある学級づくりを工夫させる。また、問題行動等の指導に当たっては、「焦らず、あきらめず、悔らず、見逃さず」を常に意識し、きめ細かに愛情をもって指導する。
- ③ 職場体験等の体験的な学習を組織的・系統的に行うと共に、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」等の育成を目指すキャリア教育の充実を図る。
- ④ 保護者会、地域連絡会等で学校での取組を説明するとともに、保護者や地域の方々からの情報をいただきながらいじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただき、保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。
- ⑤ 教職員、生徒、保護者等により、いじめ防止対策に関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し今後の指導の改善に活かす。

2 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

(1) いじめられた生徒への対応

- ① 生徒や保護者のアンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生活指導主任を中心とした特別委員会を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応し、重大事態とならないよう対処する。
- ② 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。
- ③ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。
- ④ いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し、必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- ⑤ 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- ⑥ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- ⑦ 家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感をもたせる。

- ⑧ 教育委員会に事実関係を報告する。

(2) いじめた生徒への対応

- ① 事実確認（行為の事実を書かせる）を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ② いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。そのために、反省文を書かせながら、今後の責任ある行動をとらせる指導をする。
- ③ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。

(3) 学校としての取組

- ① いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- ② 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ③ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域の方と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用して、いじめのない学校にする。

3 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

〈いじめ問題対策協議会の設置〉

校長、副校長、生活指導主任、人権担当主任、学年主任、担任、養護教諭、教育相談担当、SCを中心とした対策協議会を設置する。

(必要に応じて、PTA代表、子どもの人権専門委員、警察、医療関係者、教育委員会が参加)

(1) 重大事態とは

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ③ 生徒が身体に重大な障害があった場合
- ④ 生徒が金銭を奪い取られた場合

(2) 重大事態の報告

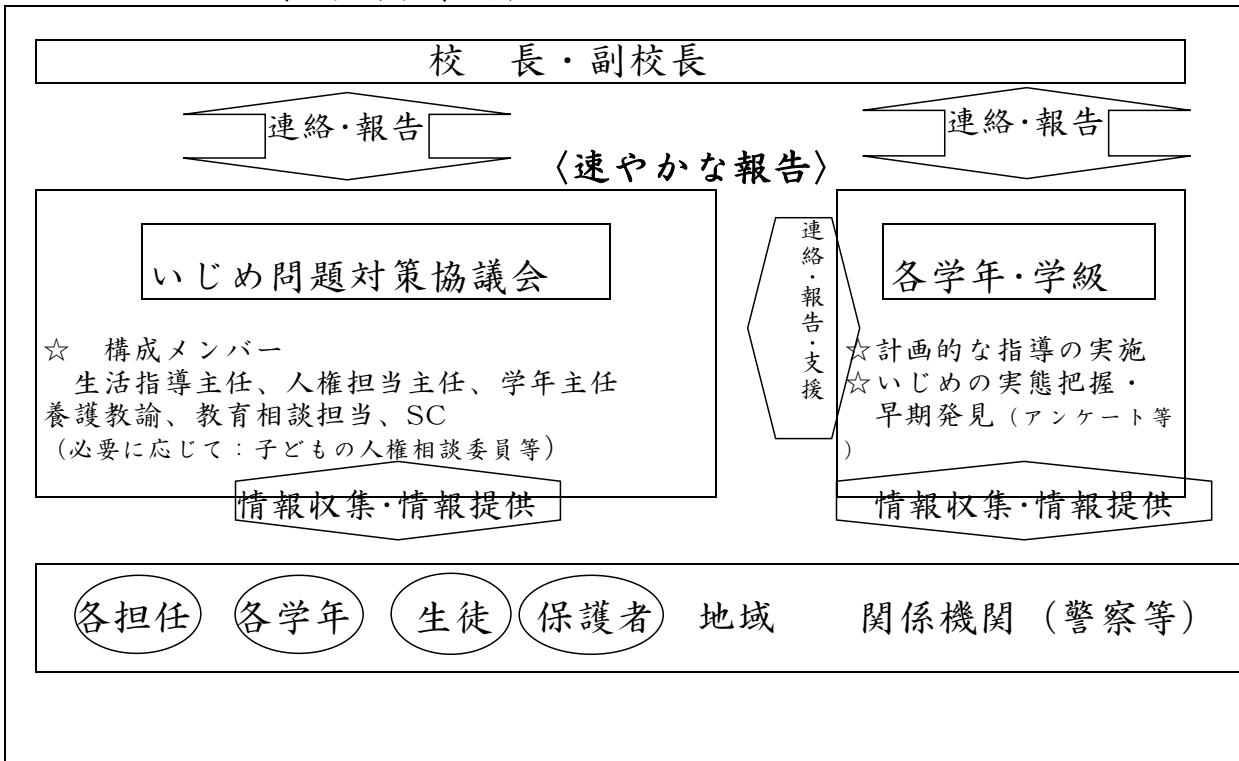
重大事態が発生した際は、緊急の職員会議を開き、事態の共有を図り、教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ① 重大事態が生じた場合は、子どもの人権専門委員、精神科医、SC、スクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織（調査委員会）を立ち上げ調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対するアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

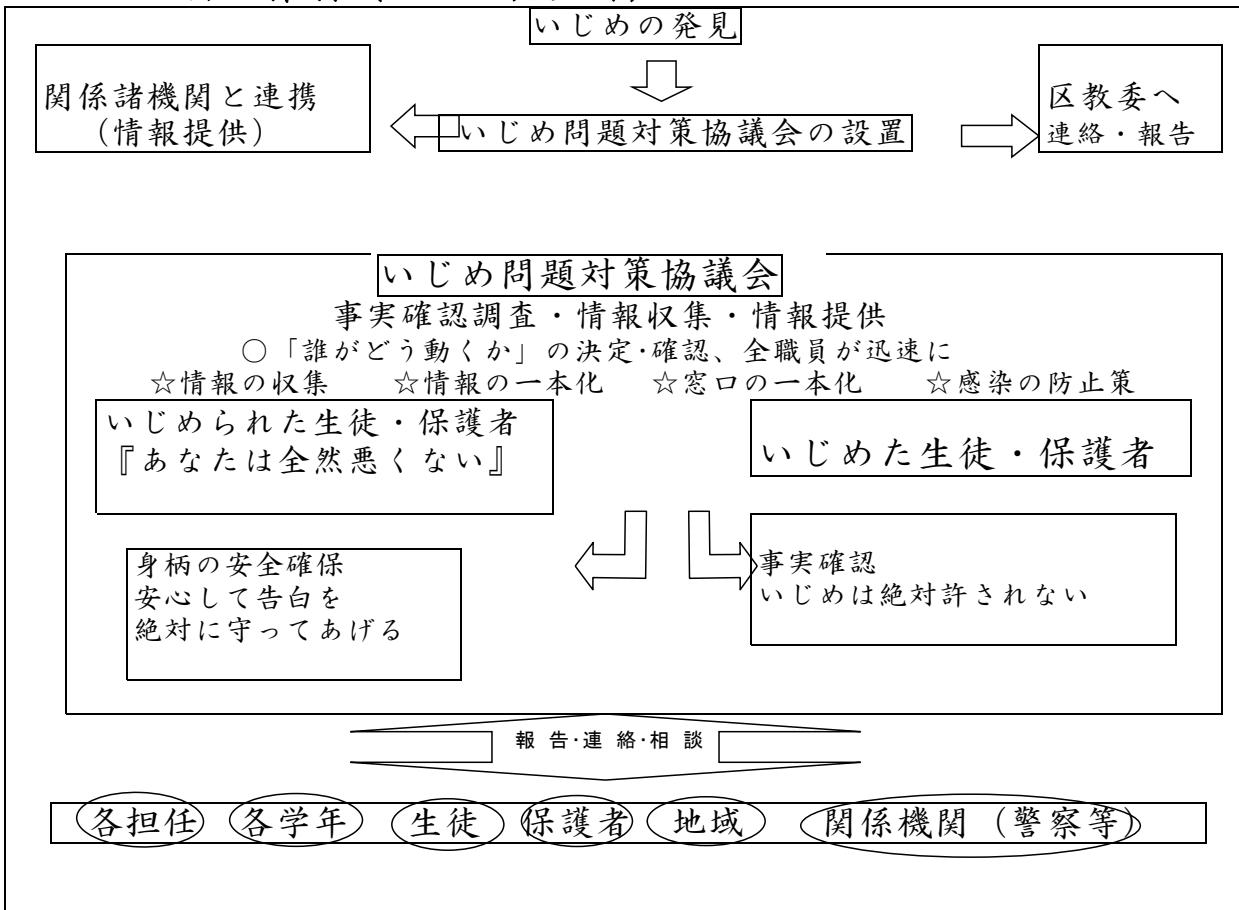
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

VI. いじめ防止体制（平常時）



※ 「いじめ問題対策協議会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同協議会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

VII. いじめ防止体制（いじめ発生時）

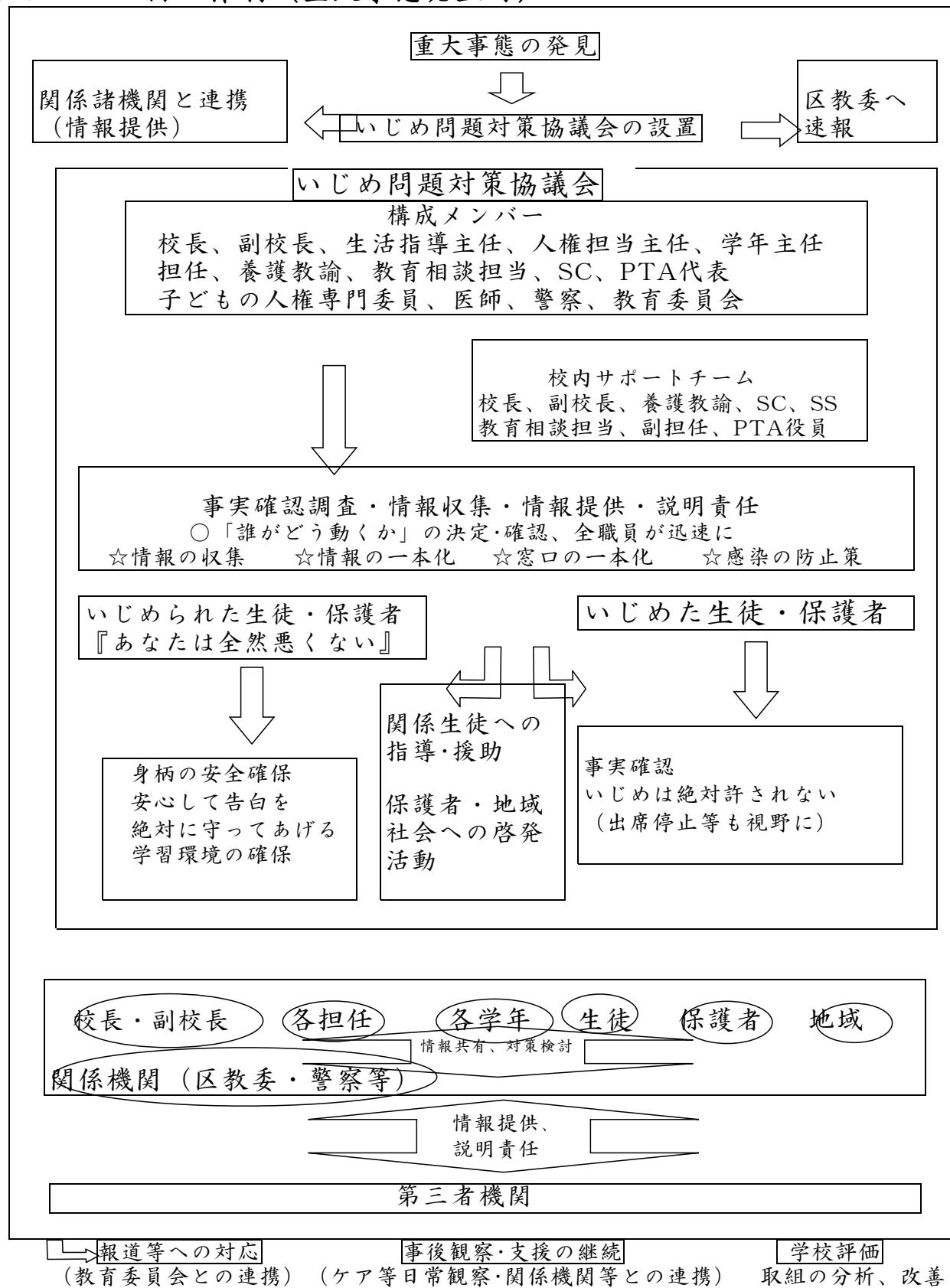


いじめの解消
(継続して情報交換・援助)

事後観察・支援の継続
(日常観察・SC等との連携)

学校評価
取組の分析、改善

VIII. いじめ防止体制（重大事態発生時）



※ 重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。